

# 所得段階別の介護保険料年額

令和6年度～令和8年度（公費負担による保険料軽減後）				
保険料段階区分	市町村民税課税状況	所得等の条件	基準額に対する保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受給している人		×0.285	21,390円
	本人及び世帯員全員非課税	老齢福祉年金を受けている、又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人		
第1段階に該当せず、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人		×0.485	36,400円	
第1段階・第2段階以外の人		×0.685	51,410円	
第4段階	本人非課税かつ世帯員課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.90	67,550円
第5段階		第4段階以外の人	×1.00	〈基準額〉 75,060円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	×1.20	90,070円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.30	97,570円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.50	112,590円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.70	127,600円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.90	142,610円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.10	157,620円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.30	172,630円
第13段階	合計所得金額が720万円以上の人	×2.40	180,140円	

◇所得段階別の保険料年額は、国が示す基準に合わせて変更しています。

◇低所得者の負担軽減を目的として、第1から第3段階は公費負担による軽減が適用されています。

◇各段階別保険料の算定に当たっては、保険料基準額年額に各段階の保険料率を乗じた上で、1円未満を切り上げ、10円未満を切り捨てています。

（計算例）第6段階：75,060円 × 1.2 = 90,072円 ⇒ 90,070円

◇今年度の保険料は8月に鈴鹿市 からお知らせします。